

## 報告第3号

### 専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求める。

平成29年6月5日提出

亀岡市長 桂川孝裕

専決第4号

専 決 処 分 書

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成29年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

職員の育児休業等に関する条例（平成４年亀岡市条例第９号）の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成２９年４月１日専決

亀岡市長 桂川孝裕

## 亀岡市条例第１６号

### 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成４年亀岡市条例第９号）の一部を次のように改正する。

第３条第６号中「別居したこと」の次に「、育児休業に係る子について児童福祉法第３９条第１項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成１８年法律第７７号）第２条第６項に規定する認定こども園又は児童福祉法第２４条第２項に規定する家庭的保育事業等（以下「保育所等」という。）における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加える。

第４条中「別居したこと」の次に「、育児休業に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加える。

第１１条第７号中「別居したこと」の次に「、育児短時間勤務に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加える。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

職員の育児休業等に関する条例の一部  
を改正する条例要綱

- 1 国家公務員の育児休業等に関する規定の一部改正に準じて、職員の育児休業等の取得要件について規定整備を図ることとした。
- 2 この条例は、平成29年4月1日から施行した。